

東部健康福祉センターだより

～誰もが心身ともに健やかに暮らせる地域のために～
<第18号(平成23年9月20日(火)発行)>

静岡県東部健康福祉センター(東部保健所)発行
〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3
(電話)055-920-2075 (FAX)055-920-2191

静岡県東部健康福祉センター

検索

かからない! 起こさない! ノロウイルス食中毒!!

ノロウイルスは、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に胃腸炎を引き起こす、食中毒や感染症の原因ウイルスとして知られています。ノロウイルスによる胃腸炎患者は年間を通じて発生しますが、特に10月から増加し、11・12月がピークとなり、3月まで患者が多く見られます。この期間は、ノロウイルスによる食中毒の発生防止に細心の注意が必要です。平成22年10月～平成23年3月の東部保健所管内におけるノロウイルス食中毒患者数は30人でした。

特徴

- ☆ 主な症状は吐気、嘔吐、水溶性下痢等です。
- ☆ ウイルスが体内に取り込まれてから発症するまでの時間は24～48時間です。



主な感染経路

- ☆ ノロウイルスに汚染された二枚貝を十分に加熱しないで、食べることにより感染します。
- ☆ ノロウイルスに感染した人が、十分に手洗いを行わず、ウイルスが手についたまま調理することにより食品や調理器具が汚染され、その食品を食べた人が感染します。

防止するために

食品の調理

- ☆ 加熱する食品は、中心部までしっかり加熱(85℃、1分以上)しましょう。
- ☆ 二枚貝の生食は避けましょう。
- ☆ 生で食べる食品は、十分に洗浄しましょう。



調理器具の洗浄

- ☆ 調理器具、ふきん、シンクなどは十分に洗浄し、定期的に熱湯(85℃、1分以上浸す)又は0.02%の塩素系漂白剤で消毒しましょう(500 mlの水に対し、ペットボトルのキャップ約1/2杯が目安です)。

手洗い(手洗いは食中毒予防の基本です)

- ☆ トイレに行った後、調理を始める前、生の食材を使った後、食事の前などは必ず手を洗いましょう。
- ☆ 石鹸を十分に泡立てて汚れを浮かし、多量の水で汚れと一緒にウイルスを洗い流すことが重要です。



【お問い合わせ】 衛生薬務課 (電話)055-920-2102 (FAX)055-920-2194

気になりますね～生活の安全

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、静岡県では、水道水やお茶などの食品、海水浴場の放射線の測定値を公開しています。

静岡県公式ホームページのトップページから確認することができます。

<静岡県公式ホームページ URL> <http://www.pref.shizuoka.jp>

気になったときにはクリックしてみてくださいね。

〈10月は里親月間です〉 里親にないませんか

～子どもたちは、温かい家庭生活を提供していただける里親を求めています～

〈里親制度とは〉

様々な事情によって家庭に恵まれない子どもを、知事の認定した里親に預け、里親家庭の中で温かい愛情を持って育てようとする制度です。平成23年7月末現在、東部地域では83組の方が里親として登録されています。

〈里親になるには〉

子どもの養育について理解と熱意を持ち、豊かな愛情を持っていることが何よりも大切です。里親の申込みは年間を通して、いつでも受け付けています。

- ①相談・申請 児童相談所に相談、申請の上、里親研修を受講していただきます。
- ↓
- ②審 査 児童相談所の調査に基づき、県が児童福祉審議会の意見を聴いて認定の審査をします。
- ↓
- ③認定・登録 認定された方を里親として登録します。

※登録後、里親家庭の希望条件、生活環境、子どもの適正などを考慮した上で、養育をお願いする子どもを決定します。

〈里親へのサポート体制〉

里親同士の情報交換の場があるほか、児童相談所が適宜、ご相談に応じています。詳しくは児童相談所までお問い合わせください。



【お問い合わせ】 東部児童相談所（電話）055-920-2085（FAX）055-920-2191

ご存知ですか？ 10月1日は浄化槽の日！

～毎年10月1日は「浄化槽の日」です～

東部健康福祉センター管内では現在、約13万基もの浄化槽が設置されていますが、これらの管理を適正に行わないと放流水の水質が悪化し、悪臭の発生や河川等の汚濁の原因になります。

このため、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に全面施行されたことから昭和62年に「浄化槽の日」が設けられました。

～浄化槽の3つの決まりごとって？～

浄化槽の管理者には保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが義務付けられています。

その1 保守点検：定期的に浄化槽の点検、調整、薬品の補充を行うこと。

その2 清掃：年1回以上たまった汚泥を引き抜くこと。

その3 法定検査：浄化槽が正常に働いているか年1回の定期検査を行うこと。

～合併浄化槽できれいな水辺に…合併浄化槽に設置替えをお願いします～

従来のし尿だけを浄化する単独浄化槽では生活排水の汚れの約80%が未処理のまま放流されますが、風呂や洗濯、台所の排水などの雑排水も浄化する合併処理浄化槽では生活排水の汚れを10分の1以下に減らすことができます。補助制度もありますので、ご活用ください。

【お問い合わせ】 生活環境課（電話）055-920-2135（FAX）055-920-2194